

安城市総合斎苑利用案内広告掲載募集要項

安城市が実施する広告事業の一環として、安城市が作成する「安城市総合斎苑利用案内」に掲載する広告を次のとおり募集します。本要項は安城市広告掲載等実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとします。

1 応募資格要件

以下の要件を満たす者としてします。

- （１）安城市総合斎苑利用案内広告掲載申込書提出時点で、安城市総合斎苑予約システム利用葬祭業者登録申請書において、申請者の所在地又は支店・営業所の住所が安城市内の所在地で記載されている葬祭業者
- （２）要綱第３条第１項各号のいずれにも該当しない者

2 応募方法

（１）提出書類

ア 安城市総合斎苑利用案内広告掲載申込書（様式第１）

※申込書にある広告掲載料とは、応募事業者が期日までに市に納付する
１年分の料金です。

イ 会社概要（パンフレットなど）

ウ 掲載原稿（紙とデータ、データはメールで提出）

※行政での広告事業の実績があれば裏面に記入ください。

提出された書類は目的以外には無断で使用しません。また、提出書類
は返却しません。

（２）提出方法

持参又は郵送で提出（掲載原稿のデータはメールで）

（３）提出期間

令和６年１１月１日（金）～１１月２５日（月）

郵送による場合は期間内必着とします。

持参する場合は、午前８時３０分から午後５時１５分までとします。

（土曜日、日曜日及び祝祭日も受け付けます。）

（４）提出先

安城市総合斎苑

〒446-0046 安城市赤松町乙菊２番地１

E-mail：shiminka@city.anjo.lg.jp

3 仕様等

広告の仕様等は、次のとおりとします。

(1) 概要

応募事業者の掲載原稿を安城市総合斎苑利用案内に掲載します。

(2) 配布期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

(3) 配布部数

2, 000部程度

(4) 配布場所

安城市総合斎苑、市役所市民課、桜井支所、明祥支所、北部支所、
アンフォーレ窓口センター

(5) 安城市総合斎苑利用案内の内容

火葬の流れ、施設概要、使用料金、利用の注意事項等を掲載

(6) 広告の規格

ア 縦55mm×横95mm

イ 色はモノクロ（市役所での内部印刷）

ウ データはJPG（JPEG）

エ 広告枠あり

※ 利用案内は市役所での内部印刷でモノクロですが、総合斎苑のホームページから閲覧できる利用案内はカラー表示です。

(7) 募集枠数

12枠

(8) 広告の掲載場所

ア 11枠以上の応募があった場合

安城市総合斎苑利用案内の表表紙の下段2枠と裏表紙10枠に掲載

イ 10枠以下の応募があった場合

安城市総合斎苑利用案内の裏表紙10枠内に掲載

(9) クレーム処理等

ア 広告主は、広告内容に関するクレーム等について責任を負い、速やかにその解決にあたること。

イ 広告主は、業務停止等の問題が生じた場合、速やかに市へ通知すること。

その場合の対応は別途協議する。

4 広告掲載料

20,000円／1枠（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上とし、金額の高い業者から順に希望する枠を指定できるものとします。応募金額が同額の場合は、市が公開抽選で順位を決定します。

5 広告等の審査

広告掲載の可否については、要綱及びこの要項に基づき、市が審査します。審査に際し、予定している広告の掲載内容について調査することがあります。

6 広告掲載の決定

広告掲載の可否は、安城市総合斎苑利用案内広告掲載選定結果通知書（様式第2）により応募者へ希望枠の指定順位とともに通知します。

7 公開抽選

第4項の、応募金額が同額の場合の公開抽選は、令和6年12月1日（日）午後2時に総合斎苑の待合室で行い、希望枠の指定順位を決定します。

8 希望枠の申出

安城市総合斎苑利用案内広告希望枠申出書（様式第3）を、安城市総合斎苑利用案内広告掲載選定結果通知書を受け取った後、広告掲載料の納入指定日までに市に提出してください。期日までに申出書が出されなかった場合は、市が枠を指定します。

9 広告掲載料の納付方法

応募事業者は広告掲載料の全額を安城市が別途指定する日までに、安城市の発行する納入通知書により支払うものとします。

10 掲載を決定した広告の取り下げ

応募事業者の都合により、掲載を決定した広告を取り下げようとするときは、安城市へ申出書を提出してください。ただし、この場合応募事業者へ広告掲載料の還付はしません。

11 広告掲載までのスケジュール

- | | | |
|----------|-----|-------------------|
| 11月1日（金） | ・・・ | 広告掲載事業者募集（掲載原稿含む） |
| ～25日（月） | | |
| 12月1日（日） | ・・・ | 公開抽選（午後2時） |
| 12月中旬 | ・・・ | 広告掲載選定結果通知 |

- | | | |
|------|-----|---------------------|
| 1月中旬 | ・・・ | 掲載原稿最終決定 |
| 2月下旬 | ・・・ | 安城市総合斎苑利用案内の原稿作成 |
| 3月中旬 | ・・・ | 印刷、製本 |
| 3月下旬 | ・・・ | 安城市総合斎苑利用案内を関係部署に配布 |

12 留意事項

- (1) 各葬祭業者の割当枠は、市内に複数の営業所を持っていても1業者当たり1枠とします。
- (2) 応募に要する費用及び広告原稿作成に関する費用は、応募事業者負担となります。
- (3) 応募事業者は、安城市が応募事業者に関する市税（市民税、固定資産税など）及び料金等の情報を調査することを承諾した上で応募してください。
- (4) 応募事業者及び掲載しようとする広告が要綱の第3条及び第4条の基準に抵触することとなったとき、その他市長が適当でないと認めるときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
- (5) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と応募事業者が協議して決定します。

13 問い合わせ先

安城市市民課安城市総合斎苑

TEL 0566-72-6626

FAX 0566-73-9112

E-mail: shiminka@city.anjo.lg.jp

附 則

この要項は、令和6年9月24日から施行する。